

令和3年2月

生活保護法・中国残留邦人等支援法指定施術機関 各位

京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課

(保護担当・指導担当 ☎075-251-1175)

京都市各区役所・支所保健福祉センター生活福祉課

生活保護法医療扶助に係る各種書類への押印の見直しについて
(お知らせ)

日ごろは、本市の生活保護行政に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和2年12月25日に「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」が公布・施行されたことに伴い、京都市においても給付要否意見書等の各種書類上の押印を廃止することとしましたので、お知らせします(ただし、施術機関名や施術者名等の記載は引き続き必要となります。)

なお、当面は押印欄のある旧様式も併用させていただきますが、施術機関や施術者の押印は省略いただいても差し支えありません。

また、中国残留邦人等支援法による医療支援給付につきましても同様の取扱いとなりますので、よろしくお願いいたします。